

市第 105 号議案

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成 6 年 9 月横浜市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の保護者に対し」を「に係る」に改め、「家庭における」を削る。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「小児」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- (1) 横浜市内に住所を有すること。
- (2) 第 4 項に規定する保険各法に定める被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 この条例において「特定小児」とは、次のいずれかに該当する小児をいう。

- (1) 18 歳に達する日から同日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあ

る者

(2) 次項第 1 号に掲げる法律に定める世帯主若しくは組合員、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる法律に定める被保険者、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる法律に定める組合員又は同項第 6 号に掲げる法律に定める加入者である者

第 2 条第 6 項中「第 3 項」を「第 2 項」に改める。

第 3 条の見出しを「(対象者)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

この条例による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児の保護者（当該小児が特定小児である場合にあっては、特定小児）とする。

第 3 条第 2 項中「かかわらず、」の次に「小児が」を加え、「小児は、対象小児」を「場合は、当該小児の保護者（当該小児が特定小児である場合にあっては、特定小児）は、対象者」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象小児が」を「小児が」に、「当該対象小児の保護者」を「対象者」に改める。

第 5 条中「対象小児（児童を除く。次条第 1 項及び第 7 条において同じ。）の保護者」を「対象者」に改める。

第 6 条第 1 項中「対象小児に係る」を削り、「当該対象小児」を「小児」に改め、同項ただし書中「対象小児の保護者」を「対象者」に、「当該保護者」を「当該対象者」に改め、同条第 2 項を削る。

。

第 7 条中「対象小児の保護者」を「対象者」に改める。

第 8 条中「対象小児」を「小児」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく医療証の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第 4 条第 1 項及び第 6 条の規定は、施行日以後に小児が受けた医療に係る費用の助成について適用する。
- 4 この条例の施行に伴い新条例第 3 条第 1 項の対象者に該当することとなる者（施行日の前日においてこの条例による改正前の横浜市小児の医療費助成に関する条例第 3 条第 1 項の対象小児の保護者又は対象小児に該当する者を除く。）に対する新条例第 5 条の医療証の交付については、同条の規定にかかわらず、市長が職権で行うことができる。

提 案 理 由

小児の医療費助成の対象年齢の引上げを図る等のため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（目的）

第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、もって小児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「小児」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。  
中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学校部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいう。

(1) 横浜市内に住所を有すること。

(2) 第4項に規定する保険各法に定める被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。

2 この条例において「児童」とは、小児のうち15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外のものをいう。

3 この条例において「特定小児」とは、次のいずれかに該当する小児をいう。

- (1) 18歳に達する日から同日以後の最初の3月31日までの間にあ  
る者
- (2) 次項第1号に掲げる法律に定める世帯主若しくは組合員、同  
項第2号及び第3号に掲げる法律に定める被保険者、同項第4  
号及び第5号に掲げる法律に定める組合員又は同項第6号に掲  
げる法律に定める加入者である者

(第4項及び第5項省略)

6 第2項にいう「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出  
をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった  
者を含むものとする。

(対象者)

(対象小児)

第3条 この条例による助成を受けることができる者（以下「対象  
者」という。）は、小児の保護者（当該小児が特定小児である場  
合という。）は、横浜市内に住所を有する者であって、前条第4項  
合にあっては、特定小児）とする。

第1号に掲げる法律に定める被保険者又は同項第2号から第6号  
までに掲げる法律に定める被扶養者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小児が次のいずれかに該当する場合  
は、当該小児の保護者（当該小児が特定小児である場合にあって  
は、対象小児  
は、特定小児）は、対象者としない。

(第1号から第4号まで省略)

(医療費の助成)

第4条 横浜市は、小児が  
対象小児が医療取扱機関において保険各法によ  
り医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。

）のうち、対象者  
当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負

担額」という。)に相当する額を助成する。

(第2項省略)

(医療証の交付)

第5条 この条例による助成を受けようとする対象者  
対象小児(児童を除く。次条第1項及び第7条において同じ。)の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の方法)

第6条 対象小児に係るこの条例による助成は、小児  
当該対象小児が医療取扱機関に医療証を提示して医療を受けた場合に、自己負担額に相当する額を横浜市が当該医療取扱機関に支払うことにより行う。ただし、対象者  
対象小児の保護者が自己負担額を当該医療取扱機関に支払った場合で、市長が特に理由があると認めるとときは、その申請に基づき、自己負担額に相当する額を当該対象者  
当該保護者に支払うことにより行う。

2 対象小児のうちの児童(以下「対象児童」という。)に係るこの条例による助成は、当該対象児童が医療取扱機関において医療を受けた場合に、当該保護者の申請に基づき、自己負担額に相当する額を当該保護者に支払うことにより行う。

(届出義務)

第7条 対象者  
対象小児の保護者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 横浜市は、医療を受ける事由が第三者の行為によって生じ

た場合において、小児がその医療に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、この条例による助成をせず、又は既に助成した自己負担額に相当する額を返還させることができる。